◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２１５号(H25. 9. 20)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（９月１３日～９月１９日分）
（１）乗合バスと軽自動車が衝突した事故
（２）乗合バスの車内事故１
（３）乗合バスの車内事故２
（４）乗合バスの車内事故３
（５）乗合バスの車内事故４
（６）タクシーの運転者が酒気帯び運転で事故
２．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されます！
６．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
８．平成２５年度事故防止対策支援推進事業を実施します！

◇◇◇

８５歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は着座していたが、発車の際に立ち上がって移動を始めたため、バランスを崩し転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故２
９月１７日（火）午前９時３０分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客９名を乗せて運行中、座席を移動しようと立ち上がった乗客（女性、９１歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が左大腿骨骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスが当該交差点を右折するため一時停止した際に、当該乗客が座席を移動しようと立ち上がり通路に出た際、発車した動揺によりバランスを崩し転倒した模様。

（４）乗合バスの車内事故３
９月１８日（水）午後２時３０分頃、大阪府において、府内に営業所を多く乗合バスが乗客約１０名を乗せて運行中、乗客１名（女性、８０歳）が車内で転倒した。
この事故により、当該乗客が胸椎圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、停留所から乗車した当該乗客が着席しようとした際に当該乗合バスが発車したため、バランスを崩して転倒した模様。

（５）乗合バスの車内事故４
９月１８日（水）午後５時３０分頃、和歌山県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２２名を乗せて運行中、乗客１名（女性、７７歳）が座席より滑り落ちて右頭部を打った。
この事故により、当該乗客が外傷性くも膜下出血の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスが当該交差点を曲がろうとした際、前方の車両が停車したため急ブレーキを踏んだところ、着座していた当該乗客が座席より滑り落ちて右頭部を打った模様。

（６）タクシーの運転者が酒気帯び運転で事故
９月１３日（金）午後９時３０分頃、東京都において、都内に営業所を置く個人タクシーが走行中、四本の電柱に衝突しそのうち一本の電柱を押し倒した。
この事故による負傷者はなし。
事故当時、当該タクシーの運転者の呼気からから１リットル当たり０．１５ミリグラムのアルコールが検知され、道路交通法違反（酒気帯び運転）で逮捕された模様。

◇◇◇

【２．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について】

平成２５年７月５日

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成２５年７月１日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客３１名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客３名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成２５年７月４日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客８名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客１名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇

ための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

ければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

以下に掲げる機器の取得にかかる経費に対し補助を行います。

〇デジタル式運行記録計

〇映像記録型ドライブレコーダー

(2) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

以下に掲げる機器の取得にかかる経費に対し補助を行います。

〇ITを活用した遠隔地における点呼機器

〇運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

〇休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器

〇運行中の運行管理機器

(3) 社内安全教育の実施に対する支援(※8月21日をもって受付を修了しました)

自動車運送事業者が事故防止のための社内教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2. 補助事業の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等補助制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikoboushi.html

◇◇◇

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

　使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆